

徳島県告示第三百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、指定介護機関として、次のとおり指定した。
平成二十九年六月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

<p>名称</p>	<p>主たる事務所の所在地</p>	<p>指定に係る事業所の名称</p>	<p>指定に係る事業所の所在地</p>	<p>事業の種類</p>	<p>指定年月日</p>
<p>医療法人清樹会</p>	<p>板野郡藍住町奥野字和田七 一三</p>	<p>清水内科</p>	<p>板野郡藍住町奥野字和田七 一三</p>	<p>訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所療養介護</p>	<p>平成二十九年五月一日</p>